

薬第1682-1号
令和3年3月12日

第I期実務実習受入薬局の開設者様

埼玉県保健医療部長 関本 建二（公印省略）

新型コロナウイルスワクチンの医療従事者に対する優先接種について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、「接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について」（令和3年2月16日付け健健発0216第1号、厚生労働省健康局健康課長通知）により、その対象者が示されているところです。

今般、厚生労働省から、薬局において実務実習を行う薬学生についても医療従事者等の範囲に含める旨の連絡がありました。

については、第I期（令和3年2月22日から令和3年5月9日）の実務実習を行う薬学生がワクチン接種を希望する場合は、下記事項に御留意いただき、県の電子申請システムから該当する方の申請を薬局がしてください。

なお、本通知について御不明な点がある場合は、薬務課販売指導担当へお問い合わせください。

記

1 実務実習を行う薬学生について

- (1) 薬局において実務実習を行う薬学生については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）に頻繁に接する場合には、薬局の判断により優先接種の対象とすることができます。
- (2) 本人のワクチン接種の希望に基づき第I期の実務実習を行う薬学生を薬局が優先接種対象者として追加する場合は、該当する方の情報を県の電子申請システムで

申請してください。

- (3) 令和3年3月19日(金)までに申請いただいた方については、3月中に予診票を発送いたします。3月19日以降に申請いただいた方の予診票は、準備が整い次第発送いたします。
- (4) 第Ⅱ期以降の実務実習を行う薬学生は、本通知に基づく接種予定者リストに含めないでください。第Ⅱ期以降の実務実習を行う薬学生の取扱いについては、医療従事者の優先接種の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて別途お知らせします。

2 留意点

- (1) これまでに発行した予診票について、誤字・脱字等による再発行のお問い合わせを多数受けています。必ず、ワクチン接種を希望する薬学生本人から必要な情報を聞きとり、正確に接種予定者の情報を入力してください。
- (2) 実習期間中に1回目の接種ができなかった場合は、実務実習を行った薬局で受領した予診票を廃棄し、第Ⅱ期以降の病院実習の受入先に予診票の再発行を依頼するよう当該薬学生等に伝達してください。
- (3) 実習期間中に1回目のみを接種し、2回目の接種ができずに実習が終了した場合は、実務実習を行った薬局で受領した予診票に基づいて2回目の接種を受けてください。

【埼玉県ホームページ】 医療従事者等の接種者リストの作成について*

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kaisetsu_1.html

※随時更新していますので、最新の情報をご確認ください。

担 当 薬務課販売指導担当

電 話 048-830-3622

メール a3620-14@pref.saitama.lg.jp